

令和6年度越境EC参入支援事業 出品者募集要項

1 事業案内

近年、日本国内の消費人口が減少傾向にある中、国内企業の新たな販路として、越境EC（※）が注目されています。越境ECの世界的な市場規模は、2030年に約1,190兆円に達すると予測されており、今後更に拡大するマーケットです。

群馬県では、海外展開を目指す県内企業を対象に、越境ECを活用した海外への販路拡大を支援します。本事業では、テストマーケティングや専門家によるコンサルティングを通じて、越境ECを活用した海外での本格販売を行います。この機会に海外ビジネスへ挑戦したいという企業を募集いたしますので、ぜひご応募ください。

なお、本事業の運営は、ジェイクラブ株式会社〔令和6年度越境EC参入支援事業業務委託事業者〕（以下、「ジェイクラブ」という。）が行います。

（※）インターネットを通じた、国際的な電子商取引で、企業が自社の商品を自社サイトやECモールなどを通じて、海外の消費者に販売すること。ECとは”electronic commerce”（エレクトロニックコマース=電子商取引）の略称。

2 本事業の概要

本事業は、ジェイクラブの運営により、越境ECモール出品代行支援、越境EC専門家によるフォローアップ支援の提供を行うものです。

募集対象商品

- ・募集数：10社程度（原則、1社1商品まで）
- ・対象商品：県内企業の自社製品

※申込時に提出いただいた商品情報を参考に運営事業者において、参加事業者を選考させていただきます。

※出品が可能な事業者につきましては4「応募要件」をご確認ください。

出品対象商品	出品者が企画・販売する自社製品（製造のみ外部委託も可）
	（例）工業製品、日用雑貨、アウトドア用品、食品、伝統工芸品、ファッション、ホビー、美容・コスメ、電子機器、文房具、アクセサリ、楽器類、ベビー用品等 ※食品は、賞味期限が3か月未満のものは対象外になる可能性があります。

※取り扱いができない商品

- ・医薬品、医療機器
- ・動植物、土壌
- ・効果等に具体的な根拠のない商品

- ・公序良俗に反する商品
- ・不正な手段で取得した商品
- ・著作権や商標権などの他人の権利を侵害する商品
- ・日本を含め各国の法令に違反しているか、その可能性がある商品
- ・国際条約や協定で輸出入が禁止されている商品
- ・その他、群馬県またはジェイクラブが不相当と判断した商品

3 当該事業における支援内容について

下記の越境 EC モール内において、商品の出品や販売に係る事務を代行します。越境 EC を利用しての販売が未経験の方でもジェイクラブが出品を支援します。

(1) 出品代行について

ア 出品する越境 EC モール

【基本の出品先】 j-Grab Mall

【連携先】 eBay、Walmart、Shopee（※連携先の審査により、これらに掲載できない場合もあります）

イ 出品期間（準備期間を含む）は令和6年10月（順次）から令和7年2月までを予定しています。

ウ サイト内の表示言語は英語表記とします。（※翻訳対応については、原則、ジェイクラブが対応致します。）

(2) プロモーション支援について

クリスマスなど季節催事に併せた割引キャンペーンや SNS 等を活用したプロモーション支援を受けることができます。

(3) 越境 EC 専門家による支援について

ア 出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、越境 EC 専門家による助言を行います。

イ 出品開始後の一定期間経過後、出品者に対し、販売状況の報告及び出品サイトのアクセス分析結果等のフィードバックし、販売戦略コンサルティングを行います。

ウ 出品期間終了後、フォローアップ会を開催し、越境 EC 専門家による出品実績のフィードバックを行うとともに今後の方針等について助言を行います。

(4) 管理運営・販売方法について

ア 販売形式は、委託販売形式とします。

イ 購入者や購入希望者からの基本的な問い合わせ窓口対応をジェイクラブが代行します。ただし、答えられない質問や交渉が入った場合には速やかに返信できるようご協力ください。

ウ 越境 EC モールから注文が入った際、出品者に対して受注があった旨をジェイクラブから通知するので、受注品を国内指定倉庫まで速やかに（当日または翌日）発送してください。

い。

エ 国内指定倉庫までの商品発送、及び掲載期間終了後の倉庫から出品者までの返送、返品、国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用等に係わる費用は出品者負担とします。

オ 販売する商品は、発送する国・地域に則した法令を遵守するほか、税関・検疫手続き、その他発送や通関に必要な手続きで、成分表など指定された情報が必要になった際、速やかに協力してください。

カ 注文が入った際、出品者が発送した商品について、指定物流会社が国際配送に適した梱包、インボイス作成、伝票作成の貼付を行い、購入者に配送処理を行います。

キ 販売成約できた商品は、出品者の国内の金融機関口座に送金されます。

(5) 費用負担について

出品者にご負担いただく費用は、以下の表のとおりです。

出品事業者負担金	3万円
輸送料	国内指定倉庫までの輸送料

※上記費用の支払いについて

- ・ 出品事業者負担金は、群馬県に支払っていただきます。
- ・ 輸送料（※国内指定倉庫まで）は、各事業者様にご負担いただきます。

【参考】出品する越境 EC モールについて

グローバル市場対応越境 EC モール掲載サイト：j-Grab Mall

【j-Grab Mall の概要】（設立：2022 年）

日本から世界に商品を販売できる越境 EC モールで、世界の主要 EC モールとなる eBay 等に接続するためのハブとなります。オンラインでの出品・販売とあわせて、海外の実店舗に商品を展示し、QR コードで購入できる「ショールームストア販売」も実施することで、日本の事業者の海外進出、販路拡大を支援しています。

海外 PL 保険が付いているため、日本企業による運営で、しかも安心して海外販売に取り組んでいただけます。

4 応募要件

出品事業者は、次の各号のいずれにも該当する者としします。ただし、群馬県が出品事業者として適当ではないと認める場合は、この限りではありません。

- (1) 海外市場に積極的に展開する意欲があり、群馬県が事業効果を把握するために実施する各種調査に協力できる事業者等であること。
- (2) 応募する商品を自ら企画・製造（製造のみ外部委託も可）し、自社商品として販売していること（商品、パッケージ、マニュアル等に販売元として、自社名が表示されていること）。
- (3) 越境 EC に適した消費者向けの商品を有していること。
- (4) 応募する商品について、他社の権利を侵害するものではないこと。
- (5) 特設サイトにおける掲載内容に関して、群馬県は責任を負わず、必ずジェイGrabとの間で協議のうえ各社出品ページの公開・改修等を行うことを了承すること。
- (6) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

5 応募方法

- (1) 出品申込の申請

以下の入力フォームより、出品申込の申請をしてください。

【申請フォーム】

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdjH4LD8D5u2nep1spFK6QphSpcgGws1MBVWg2Ti4_kABC_KQ/viewform

【QRコード】



- (2) 受付期間

令和6年8月5日（月）～8月30日（金）17時まで（必着）

- (3) お問い合わせ先

運営事業者・ジェイGrab株式会社 [令和6年度越境 EC 参入支援事業業務委託事業者]

E-mail gunma@j-grab.co.jp

事業所管・群馬県 産業経済部 地域企業支援課 マーケティング支援係

TEL 027-226-3359 E-mail mktg@pref.gunma.lg.jp

6 事業スケジュール（予定）

令和6年8月22日（木）	越境EC事業説明会 ※オンライン開催。後日、録画視聴可。
8月30日（金）	出品者募集締切
9月3日（火）～9月13日（金）	出品者決定および越境EC専門家によるオンライン面談
10月～2月	越境ECモール出品代行支援による出品（準備含む） ※出品開始後一定期間経過後に出品者へのフィードバックを実施
11月中旬	販売戦略策定コンサルティングの実施 ※ワークショップ形式を予定。
令和7年3月頃	越境EC専門家によるフォローアップ会

7 その他

- (1) 申請内容に不備や、疑義がある場合など、再申請・追加提出を求めることがあります。
- (2) 円滑な事業運営のため、申請いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報は、ジェイグラブの本事業における提携企業に提供します。また、群馬県は、施策及びこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

越境 EC 参入支援事業出品募集要項等に関する規約

1 基本条件

(1) お申込の時点で「令和6年度越境 EC 参入支援事業 出品募集要項」及び本規約の内容について遵守することに同意したものとします。

(2) 出品者は、商品の申請内容のうち、商品の特徴や企業PR等に関する内容について、群馬県及び運営事業者・ジェイクラブ株式会社〔群馬県令和6年度越境 EC 参入支援事業業務委託事業者〕(以下、「ジェイクラブ」という。)がパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとします。

2 応募条件

以下をご了承の上、ご応募ください。

- (1) ジェイクラブが指定する形態での納品が可能であること(ラベルの貼付等)
- (2) 輸入通関等に必要な情報・書類を提出できること
- (3) プロモーションに必要な情報等を提供すること
- (4) 群馬県及びジェイクラブが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること
- (5) 販売期間中の売れ行きや EC 関連の商戦時期(クリスマス、送料無料キャンペーン等)に併せて実施する販売促進に向けたプロモーション(SNS やメディアを活用したサンプルの配布やキャンペーン対応等)に積極的に参加をすること
- (6) 出品商品の JAN コードは、出品者が準備をすること。申込時にすでに JAN コードを取得している際は、再発行は不要。JAN コード未取得の場合に独自コードをジェイクラブが発行するがそれを利用して管理すること
- (7) 企業名が特定できない形式での本事業結果概要の公表に同意いただけること

3 出品商品の選考

申込時に提出いただいた商品情報を参考に群馬県および運営事業者において、参加事業者を選考させていただきます。

4 出品承認後の支援取り消し

出品の承認後、申込内容に偽りや瑕疵等その他出品にあたって当該事業に悪影響を及ぼすと群馬県、ジェイクラブ、連携先の EC モールが判断した場合、越境 EC モールへの掲載やプロモーション活動等商品に関する一切の支援について取消をすることがあります。なお、取消にかかる一切の損害について、群馬県は責任を負いません。

5 費用負担

次の費用は出品者の負担になります。

- (1) 出品事業者負担金(3万円)
- (2) ジェイクラブとの委託契約後、ジェイクラブが指定する日本国内の倉庫(大阪市)に発送及び掲載期間終了後返送するための送料
- (3) 国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用

6 諸条件の調整

(1) 発注数量等掲載や販売にあたっての諸条件は、ジェイクラブと出品者間で調整いただきます。プロモーションを行うにあたり、試供用等に商品の無償提供・無償貸与をご相談する可能性がありますのでご協力をお願いいたします。

(2) 各出品者に割り当てられた越境 EC モールの掲載枠及びプロモーション支援の権利について全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

7 出品に関すること

(1) 出品者は、個別面談等で出品申込フォームに記載した商品の紹介を行うこととします。出品申込フォームにご記入いただいた内容は、越境 EC モール等の商品カタログ作成における基礎データとして使用いたしますので、間違いのないようご記入してください。内容の変更は、群馬県が認めた場合を除き、原則変更することができませんのでご注意ください。

(2) 商品の販売価格設定について出品申込フォームに記載いただく卸値価格に基づき、関税などの諸税などを含めて販売価格を決定します。販売価格に関する諸条件がある場合、出品申込フォームに記入する前にご相談ください。

(3) 返品・返金処理について、成約日から遡って90日程度猶予を頂きます。返金が生じた場合にはご連絡の上ご請求書を発行の上、返金額などお振込みいただく可能性があります。

(4) 在庫数、および購入可能数量などは、ジェイクラブ・参加企業の間で調整させていただきます。

(5) 出品方法は群馬県及びジェイクラブの指示に従うこととします。

8 免責事項

(1) 本事業は、ジェイクラブが指定する条件にて、越境 EC モール及び連携する EC モールにおいて一定期間販売する事業です。なお、全体事業スキームが変更になる場合があります。

(2) 本事業において商品に起因、又はその他これに関連して生じた、若しくは生じたものと主張された傷害、死亡及び物的損害によるあらゆる損失、損害について、群馬県は責任を負いません。

(3) 本事業にて、出品者や購入者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、群馬県はその責任を負いません。

(4) 商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を販売できなくなった場合、群馬県はその責任を負いません。

(5) 天災、現地の政情その他群馬県の責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、群馬県は出品申込受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更また中止することがあります。その際、出品者にお支払いいただいた出品事業者負担金輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他経費・損害を群馬県は補償しません。